

(2) 英語文化学科 (英語)

①教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則		本学該当科目				
科目	最低修得単位 ()は高一種	本学が定める 最低修得単位	科目名	単位数	配当年次	備考
英語学	28 (24)	46	英語研究入門	2°	1	英語文化学科専攻科目
英語文学			英語圏文学入門	2°	1	英語文化学科専攻科目
英語コミュニケーション			English Production and Fluency Ia	2°	1	英語文化学科専攻必修
			English Production and Fluency Ib	2°	1	英語文化学科専攻必修
			English Production and Fluency IIa	2°	1	英語文化学科専攻必修
			English Production and Fluency IIb	2°	1	英語文化学科専攻必修
			English Production and Fluency IIIa	2°	2	英語文化学科専攻必修
			English Production and Fluency IIIb	2°	2	英語文化学科専攻必修
			English Production and Fluency IIIc	2°	2	英語文化学科専攻必修
			English Production and Fluency IVa	2°	2	英語文化学科専攻必修
			English Production and Fluency IVb	2°	2	英語文化学科専攻必修
			English Production and Fluency IVc	2°	2	英語文化学科専攻必修
			English Reading and Listening I	2°	1	英語文化学科専攻必修
			English Reading and Listening II	2°	1	英語文化学科専攻必修
			English Reading and Listening IIIa	2°	2	英語文化学科専攻必修
			English Reading and Listening IIIb	2°	2	英語文化学科専攻必修
English Reading and Listening IVa			2°	2	英語文化学科専攻必修	
English Reading and Listening IVb			2°	2	英語文化学科専攻必修	
異文化理解			英語圏文化入門	2°	1	英語文化学科専攻科目
			英語圏の現在 I	2	3~	英語文化学科専攻科目
	英語圏の現在 II	2	3~	英語文化学科専攻科目		
	英語圏のポップカルチャー I	2	3~	英語文化学科専攻科目		
各教科の指導法 (情報機器及び 教材の活用を含む)	英語科教育法 I	2°	2	「資格科目」		
	英語科教育法 II	2°	2	「資格科目」		
	英語科教育法 III	2°	3	「資格科目」		
	英語科教育法 IV	2°	3	「資格科目」		
教育の基礎理論に 関する科目	10	10	教育原理・教育課程論(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
			教職論(中高・養・栄)	2°	1	「資格科目」
			教育制度論(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
			教育心理学(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
			特別支援教育(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
道徳、総合的な学習の 時間等の指導法及び生徒 指導、教育相談等に 関する科目	10 (8)	10 (8) *「道徳教育の指導法(中高・養・栄)」は中学必修科目ですが、高校一種の教科及び教職に関する科目の単位として含まれます。	道徳教育の指導法(中高・養・栄)*	2°	2	「資格科目」
			教育方法論・総合的な学習の時間の指導法(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
			特別活動の指導法(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
			生徒・進路指導論(中等)	2°	3	「資格科目」
教育実践に関する科目	5 (3)	5	教育実習 I (中高)	1°	3	「資格科目」事前・事後指導
			教育実習 II (中高)	4°	4	「資格科目」事後指導
	2		2	教職実践演習(中・高)	2°	4
法定最低修得単位数 中学一種55単位 高校一種47単位		必修合計単位数 中学一種73単位 高校一種71単位				

(注) 単位数欄の○印は必修。

※網掛け科目…卒業単位(124単位)に含まれませんが、教職課程履修には必要科目です。

②大学が独自に設定する科目

教育職員免許法施行規則		本学該当科目				
大学が独自に設定する科目	最低修得単位	本学が定める最低修得単位	科目名	単位数	配当年次	備考
		3	人権教育	2°	1	全学共通科目
			介護等体験	1°	3～4	【資格科目】 【履修条件(注2)を確認】
法定最低修得単位数 中学一種 4単位 高校一種12単位		必修合計単位数			3単位	

- (注) 1. 単位数欄の○印は必修。
 2. 「介護等体験」登録にあたっては、2年次終了までに登録しなければならない科目の内、前期開講科目の単位を修得できていなければなりません。
 3. 法定の最低修得単位数に不足する中学一種1単位、高校一種9単位については、①の余剰単位で補うこととなります。

③第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則		本学該当科目				
第66条の6に定める科目	最低修得単位	本学が定める最低修得単位	科目名	単位数	配当年次	備考
日本国憲法	2	2	日本国憲法	2°	1	全学共通科目
体 育	2	2	健康・スポーツ科学実習A	1	1～3	2科目以上選択必修 (全学共通科目)
			健康・スポーツ科学実習B	1	1～3	
			健康・スポーツ科学実習C	1	1～3	
			健康・スポーツ科学実習D	1	1～3	
外 国 語 コミュニケーション	2	4	英語会話Ⅰ	2°	1	全学共通科目
			英語会話Ⅱ	2°	1	全学共通科目
情報機器の操作	2	2	情報とコンピュータⅠ	1°	1	全学共通科目
			情報とコンピュータⅡ	1°	1	全学共通科目
法定最低修得単位数 8単位		必修合計単位数			10単位	

(注) 単位数欄の○印は必修。

* 中一種・高一種とも、免許取得のためには、教育職員免許法施行規則に定められた法定最低修得単位を満たした上で、本学が定める最低修得単位を取得する必要があります。上記の表①、②、③の単位数の横に○印が付いた必修科目、選択必修科目、配当年次に注意して履修登録をしてください。

* 配当年次が複数年度に及んで記載されている必修科目については、できるだけ早い学年に履修するようにしてください。

* 教育実習、介護等体験の履修については条件が設定されています。

【本学が定める最低必要単位数】

中一種（英語）：①73単位＋②3単位＋③10単位＝86単位

高一種（英語）：①71単位＋②3単位＋③10単位＝84単位

* 本学では中一種・高一種の2つの免許を同時に取得するカリキュラムになっています。いずれかを選択することはできません。

2つの免許を取得するためには中一種（英語）の免許取得に必要な86単位を取得する必要があります。